

入札心得

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、建設業法その他関係法令ならびに地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程および地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程ならびに設計書、仕様書その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 (1) 要件付一般競争入札の場合

入札参加者は、設計図書等を基に自ら設計し、「要件付一般競争入札のお知らせ」に指定した時刻および場所で行う入札に臨んでください。指定した時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。入札執行中に入札を辞退する場合は、別紙様式の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

- (2) 公募型指名競争入札および指名競争入札の場合

入札参加者は、設計図書等を基に自ら設計し、「公募型指名競争入札のお知らせ」又は入札情報に指定した時刻および場所で行う入札に臨んでください。指定した時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。入札を辞退する場合は、入札の執行前には別紙様式の入札辞退届を入札執行課に提出し、入札執行中には入札辞退届又はその旨を明記した入札書を開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に工事名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。また、入札書提出時に、工事については工事費内訳書を一緒に提出してください。なお、入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

(入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、消費税の課税事業者、免税事業者を問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。なお、契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とします。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、訂正箇所には二線を引き、その上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
- (2) 入札の参加者が1人であるとき。
- (3) その他理事長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
- (7) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合とその組合員が同一の入札に参加した場合、事業共同組合とその組合員がした入札
- (8) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (9) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (10) 第4項に定める提出書類を提出しなかった者のした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- (12) 予定価格を事前公表している工事の入札において、公表した当該予定価格を上回る金額の入札
- (13) 最低制限価格を下回る金額の入札

(落札者の決定)

- 10 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度が適用される工事（設計金額5千万円以上）は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、当該最低価格に次いで低い価格をもって入札したものを落札者とします。最低制限価格制度が適用される工事（設計金額5千万円未満）は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

- 12 入札回数は、2回とします。

(不調時の措置)

- 13 最低制限価格制度が適用される入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、改めて指名等をし、入札をします。

(契約書の提出)

- 14 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認める場合には、その期間を延長することがあります。

(契約の保証)

- 15 落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付してください。ただし、理事長が特に必要がないと認める場合は、必要ありません。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 銀行、理事長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (3) 履行保証保険契約の締結
 - (4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合を10分の1以上としたもの）

16 入札に先立ち必要な契約の保証が示されている場合は、前項の規定にかかわらず、付保割合を 10 分の 3 とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）による保証を付してください。

（指名停止等）

17 この入札心得に反する行為をした場合、秋田市指名停止措置要綱の例により、指名停止又は入札参加資格を停止することがあります。

（異議の申し立て）

18 入札者は、入札後この心得その他の入札の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。